

新居浜市上下水道局委託業務成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市上下水道局工事検査規程（昭和44年／水道事業管理規程／工業用水道事業管理規程／甲第3号。以下「検査規程」という。）第18条の規定に基づき、新居浜市上下水道局が契約する調査、測量、設計等の委託業務（以下「委託業務」という。）の成績評定に必要な事項を定め、委託業務の品質の確保等を図るため厳正かつ的確な評定を実施し、もって建設コンサルタント等の適正な選定及び技術者の指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領において評定の対象となる委託業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 新居浜市地質・土質調査業務共通仕様書に定める地質・土質調査業務
- (2) 新居浜市測量業務共通仕様書に定める測量業務
- (3) 新居浜市設計業務等共通仕様書に定める調査業務及び計画業務並びに別に定める基準に従い定められる単純調査業務（以下「単純調査業務」という。）
- (4) 新居浜市設計業務等共通仕様書に定める設計業務
- (5) その他新居浜市が必要であると認める業務

2 評定は、委託業務の目的により、次の各号に掲げる業務に分類して行うものとする。

- (1) 地質・土質調査業務
- (2) 単純調査業務
- (3) 測量業務
- (4) 調査・計画業務
- (5) 設計業務（概略・予備設計）
- (6) 設計業務（詳細設計）
- (7) 工事監督支援業務等

3 評定は、原則として1件の最終請負金額が250万円を超える委託業務について行うものとする。

(評定の内容)

第3条 評定は、委託業務の実施状況及び契約の目的物（以下「成果物」という。）の品質

等について評価するものとする。

(評定者)

第4条 第2条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、検査規程第4条に規定する検査員並びに当該委託業務を施行する課等の長又は副課長相当職（以下「担当課長」という。）、係長相当職及び監督員（以下「担当係長（監督員）」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、第2条第2項で定めたそれぞれの業務ごとに別に定める基準に従い、次の業務成績採点表の考査項目別運用表に基づき採点を行うものとする。

ア 担当係長（監督員） 別紙1「業務成績採点表の考査項目別運用表」

イ 担当課長 別紙2「業務成績採点表の考査項目別運用表」

ウ 検査員 別紙3「業務成績採点表の考査項目別運用表」

3 評定点の算出は、前項の採点をもとに別記第1号様式「委託業務成績採点表」により行い、評定結果は別記第2号様式「委託業務成績評定表」及び別記第3号様式「項目別評定点表」（以下「成績評定表等」という。）に記録するものとする。

ただし、既成部分・中間検査においては、別記第3号様式「項目別評定点表」への記録は要しない。

4 完成検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成し、担当係長（監督員）・担当課長の評定後、検査員が検査を行い評定するものとする。

既成部分・中間検査時は、検査に先立ち監督員が各様式を作成した後、検査員が検査し、評定を行うものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査実施の都度評定を行い、担当係長（監督員）及び担当課長は、委託業務が完了したとき評定を行うものとする。

(成績評定表等の提出)

第7条 検査員は、評定を行ったときは検査規程第18条に規定する検査報告書に成績を記入し、成績評定表等をこの検査報告書に付して、上下水道局長（以下「検査責任者」という。）に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査責任者は、業務請負契約約款第31条第2項に規定する検査の結果及び同条第3項に規定する成果物の引渡並びに検査規程第17条に規定する成績を当該業務受注者に対して、別記第4号様式「委託業務検査結果及び成績評定通知書」により通知し、総務担当課において閲覧する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により速やかに公表する。

(評定の修正)

第9条 検査責任者は、評定の結果を通知した後、評定を修正すべきと認める場合は評定を修正し、その結果を当該業務受注者に対して、別記第4号様式「委託業務検査結果及び成績評定通知書」により通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 第8条又は前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により、通知を行った検査責任者に対して、評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 検査責任者は、前項に規定による説明を求められたときは、速やかに別記第5号様式「委託業務成績評定に係る説明書」により回答するものとする。

3 検査責任者は、前項の回答をする場合、成績評定を行った関係者に意見を求めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に検査を実施する委託業務に係る成績の評定について適用する。